

## 新温泉町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 新温泉町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成28年4月1日 一部適用
処理区域内人口密度	浜坂地域処理区 38.29/ha 温泉地域処理区 37.20/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	14区(清富処理区、田井・指杭処理区、和田・赤崎処理区、二日市・福富処理区、栃谷・田君処理区、古市・用土処理区、対田処理区、久谷処理区、久斗山処理区、多子・切畑処理区、桐岡・丹土処理区、中辻処理区、飯野処理区、見明処理区)		
処理場数	14箇所(清富浄化センター、田井・指杭浄化センター、和田・赤崎浄化センター、二日市・福富浄化センター、栃谷・田君浄化センター、古市・用土浄化センター、久谷浄化センター、久斗山浄化センター、多子・切畑浄化センター、桐岡・丹土浄化センター、中辻浄化センター、飯野浄化センター、見明浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成27年に農業施設最適整備構想策定しました。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①(他の事業との)統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	浜坂地域 人数制 基本使用料 : 2,500円 1人当たり : 500円	温泉地域 基本使用料 10㎡まで : 1,500円 超過使用料 10㎡を超え 30㎡まで : 1㎡につき160円 30㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき180円 100㎡を超えるもの : 1㎡につき200円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	浜坂地域 基本使用料 : 2,500円 超過使用料 1㎡を超え 30㎡まで : 1㎡につき100円 30㎡を超え 50㎡まで : 1㎡につき120円 50㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき150円 100㎡を超え300㎡まで : 1㎡につき180円 300㎡を超え500㎡まで : 1㎡につき210円 500㎡を超えるもの : 1㎡につき240円	温泉地域 基本使用料 10㎡まで : 1,500円 超過使用料 10㎡を超え 30㎡まで : 1㎡につき160円 30㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき180円 100㎡を超えるもの : 1㎡につき200円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	浜坂地域 基本使用料 : 2,500円 超過使用料 1㎡を超え 30㎡まで : 1㎡につき100円 30㎡を超え 50㎡まで : 1㎡につき120円 50㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき150円 100㎡を超え300㎡まで : 1㎡につき180円 300㎡を超え500㎡まで : 1㎡につき210円 500㎡を超えるもの : 1㎡につき240円	温泉地域 基本使用料 10㎡まで : 1,500円 超過使用料 10㎡を超え 30㎡まで : 1㎡につき160円 30㎡を超え100㎡まで : 1㎡につき180円 100㎡を超えるもの : 1㎡につき200円	
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,720 円 平成26年度 4,860 円 平成27年度 4,860 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,200 円 平成26年度 3,424 円 平成27年度 3,179 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は平成28年度現在11人で、水道事業（簡易水道事業含む）、浜坂温泉配湯事業、七釜温泉配湯事業、下水道事業、合併浄化槽整備事業を兼務にて実施しています。職員給与費の予算措置については、水道事業会計に7人、浜坂温泉配湯事業に1人、下水道事業に3人を置いている状況です。
事業運営組織	平成17年度に新温泉町に合併した際は水道課、下水道課、産業建設課で事業実施していましたが、H19年度に2課（水道課、下水道課）を統合し上下水道課、産業建設課となりました。統合時の職員給与費の予算措置については、15人（水道9人、下水道6人）でありましたが業務委託の実施を行いつつ職員給与費の削減に取り組み現在に至っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、汚泥収集運搬業務を一部民間業者に委託しています。今後全ての施設を民間業者に委託します。 施設維持管理業務は、長期契約(3年間)により施設運営経費の削減に努めてきています。
	イ 指定管理者制度	今後、民間委託を継続していく予定ですので、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	今後、民間委託を継続していく予定ですので、PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	H27年度、公共下水道事業等で太陽光パネル発電を検討しましたが、費用対効果が得られないと判断したことから未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う、収益が確保できるか不明なこと、また、今現在、建設改良費、企業債元利償還費が多額に上ることから未検討です。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<p>H28年度に策定した、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>
--

# 経営比較分析表

兵庫県 新温泉町		事業名		類似団体区分		人口(人)		面積(m <sup>2</sup> )		人口密度(人/km <sup>2</sup> )	
業務名	下水道事業	業務名	下水処理場	類似団体区分	F2	人口(人)	15,451	面積(m <sup>2</sup> )	241,011	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	64.11
法適用	自己資本積立率(%)	業務名	普及率(%)	普及率(%)	96.30	処理区域内人口(人)	3,611	処理区域面積(m <sup>2</sup> )	0.94	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )	3,841.49
資金不足比率(%)	該当数値なし	普及率(%)	23.58	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料(円)	4,880	処理区域内人口(人)	3,611	処理区域面積(m <sup>2</sup> )	0.94	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )	3,841.49

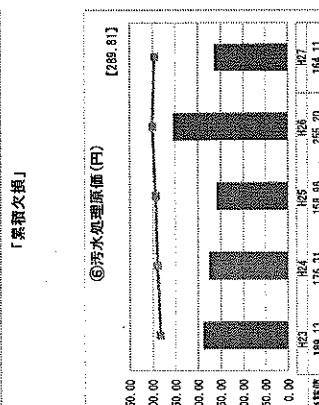
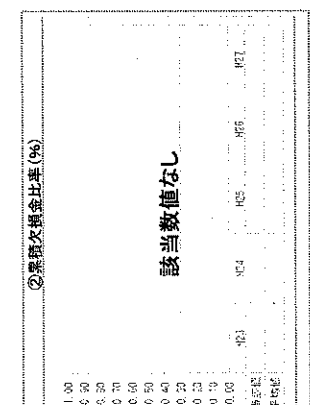
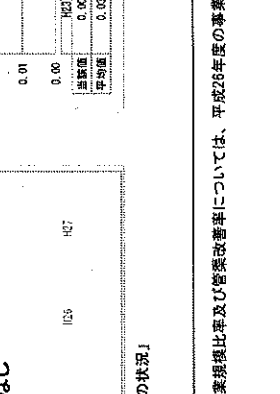
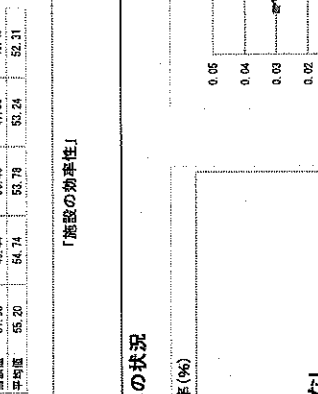
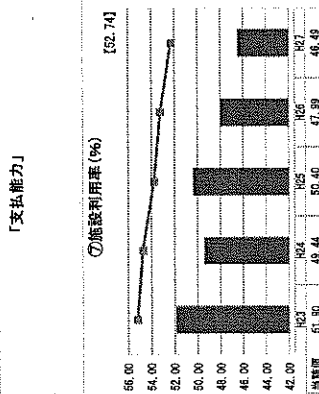
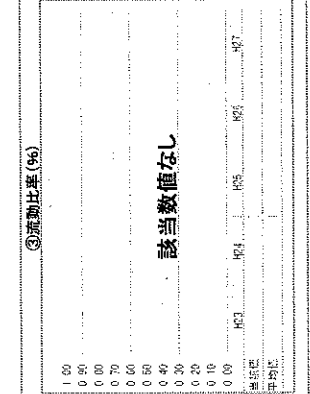
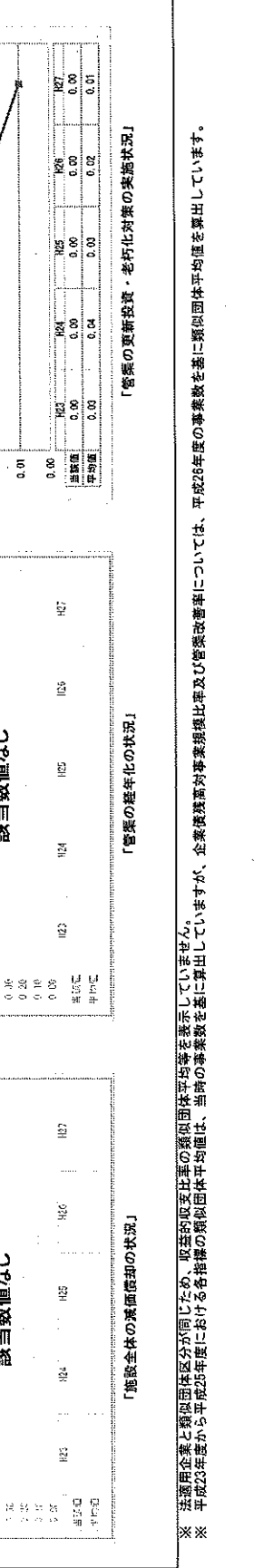
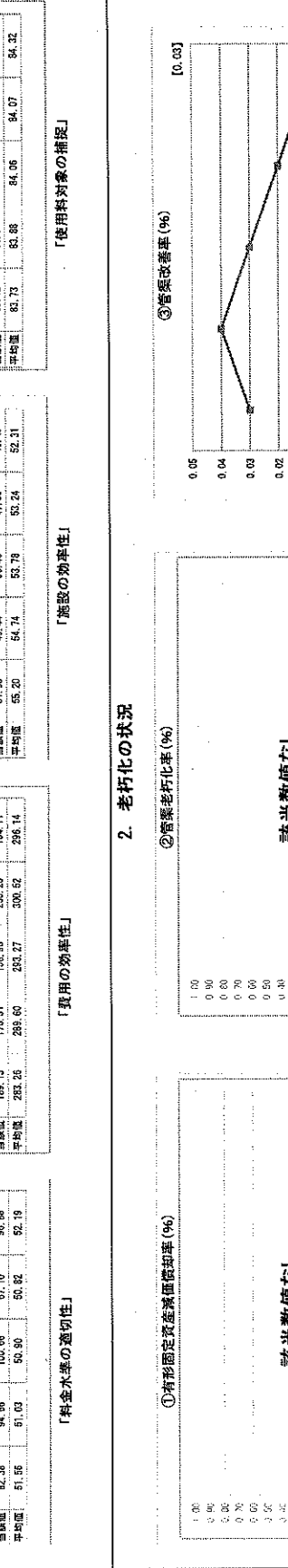
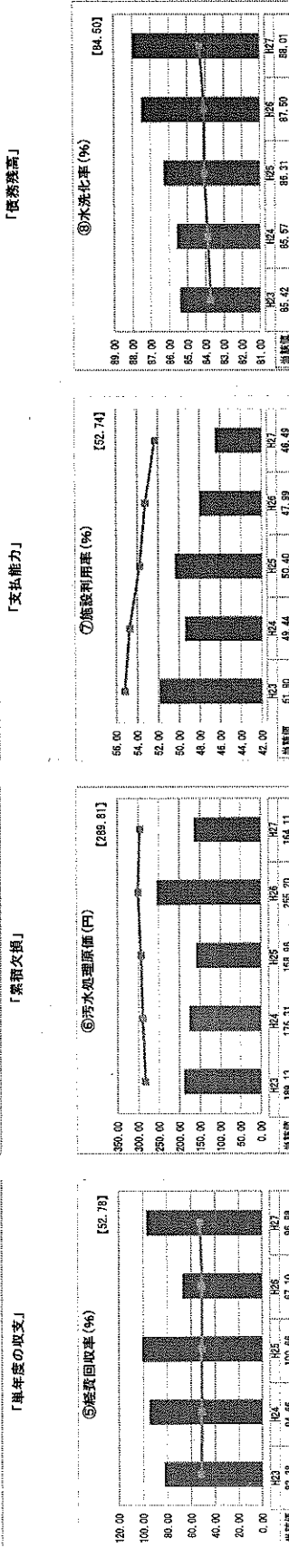
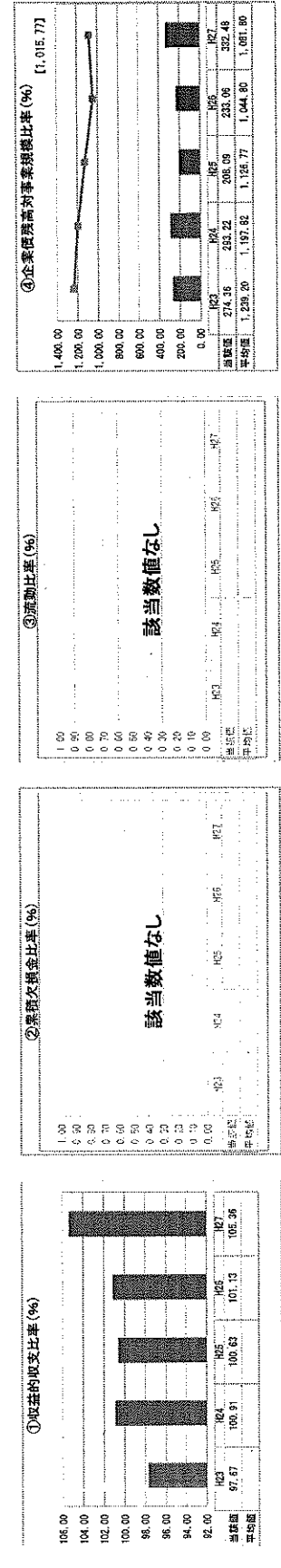
## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 企業経営者のピークは過去、現在は下落傾向にあります。企業経営者が平均値より低いのは、供用開始から年数が浅い為、大きな変動が無い事によるものと考えられます。当該企業がH27年度において改善しているのは、企業経営者による打ち切り決算の為、一時的に営業収益が減少したためです。近年の水の使用量は処理水の平均値の低下は、近年の水の使用量の低下及び少子高齢化による利用者の減少等が考えられます。

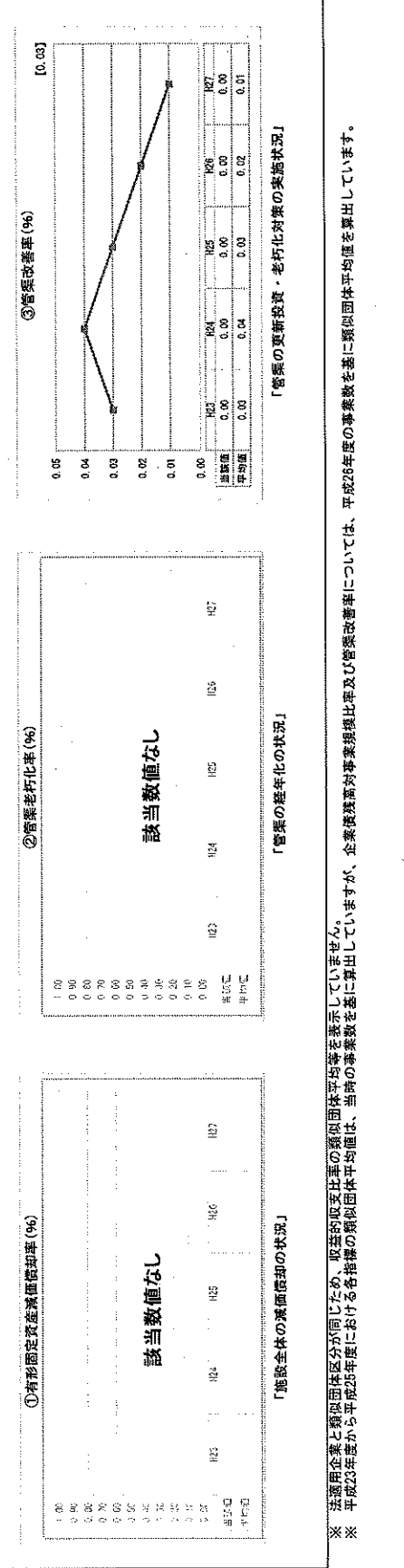
2. 老朽化の状況について  
 施設供用開始から20年を経過しつつあり、1.4処理区で標準劣化による修繕等ができてきており、劣化設備等については本年度、最悪劣化修繕費を定額を確保し、整備計画に沿った施設の整備を進めていく予定であります。

全体総括  
 最悪劣化修繕費計画を進めるにあたり、企業側の増高増が想定され、近年中に経営破綻を決定して経営の合理化を図り、健全な経営を目指す必要がある。

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を算出しています。また、企業経営者対事業規模比率及び管渠改善率については、平成25年度から平成27年度までの類似団体平均値を算出しています。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当市の事業数を基に算出されています。

## 2. 経営の基本方針

### ○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の大きな負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営を強いられております。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいります。また、平成28年度から公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

### ○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図ってまいります。

### ○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化に努めます。また、収入の確保のため使用料の未収金解消に努めると共に、国や企業債の資金を活用していきます。

使用料に係る検針事務業務委託を継続し、徴収・窓口事務の軽減を図り、使用料の収納率向上を図っていきます。

### ○水洗化の促進

水域の水質保全のため、リフォーム補助金制度を活用し下水道未接続者への周知に努めてまいります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年														
		27年度 (決算)	26年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度			
収益	1. 営業	(A) 53,214	48,544	48,166	48,398	48,389	48,420	49,267	49,218	49,169	49,120	49,070				
	(1) 売上	53,214	48,544	48,166	48,398	48,389	48,420	49,267	49,218	49,169	49,120	49,070				
	(2) 受取利息															
収益	2. 営業	205,956	251,825	249,600	246,744	245,577	238,934	229,900	212,758	200,925	193,737	178,093				
	(1) 補助	202,997	154,293	152,068	153,881	153,458	153,024	152,290	142,783	136,671	131,737	117,114				
	(2) その他	28,000	97,532	97,532	92,863	92,119	85,891	77,591	69,975	64,254	61,981	60,980				
収益	3. 長期前受金	3,359	300,369	297,766	285,142	283,966	287,354	279,167	261,976	250,094	242,857	227,163				
	(1) 収入	259,170	240,676	235,907	226,820	225,100	215,633	204,451	191,761	181,676	177,898	175,900				
	(2) 費用	79,112	41,222	38,141	41,698	42,993	41,741	41,266	40,715	39,685	38,778	37,822				
収益	1. 職員給与															
	(1) 退職給付															
	(2) その他															
収益	2. 経費	79,112	41,222	38,141	41,698	42,993	41,741	41,266	40,715	39,685	38,778	37,822				
	(1) 動力	17,248	8,378	14,935	15,370	15,368	15,393	15,678	15,678	15,678	15,678	15,678				
	(2) 修繕費	4,827	3,893	2,401	3,683	3,790	3,796	3,978	3,978	3,978	3,978	4,094				
支出	3. 減価償却	57,037	29,011	28,203	31,255	31,648	31,826	32,401	32,684	32,684	32,684	32,971				
	(1) 減価償却	190,368	190,368	176,414	174,294	174,294	164,618	162,394	139,421	129,336	125,442	123,157				
	(2) 減価償却	38,679	35,805	32,858	32,858	29,837	26,738	23,565	20,342	17,166	14,166	11,337				
支出	4. 支払利息	44,291	44,291	38,679	35,805	29,837	26,738	23,565	20,342	17,166	14,166	11,337				
	(1) 支払利息	44,291	44,291	38,679	35,805	29,837	26,738	23,565	20,342	17,166	14,166	11,337				
	(2) その他															
支出	5. 経常	123,403	82,733	274,566	276,481	254,937	242,371	228,016	212,103	198,842	192,064	187,237				
	(1) 経常	135,767	148,313	23,180	23,888	39,029	44,963	51,151	49,873	51,252	50,793	39,926				
	(2) 特別															
流出	6. 特別	332														
	(1) 特別	332														
	(2) 特別															
流出	7. 繰越利益剰余金又は累積欠損金	135,767	148,313	22,848	23,888	35,464	44,963	51,151	49,873	51,252	50,793	39,926				
	(1) 繰越利益剰余金	135,767	148,313	22,848	23,888	35,464	44,963	51,151	49,873	51,252	50,793	39,926				
	(2) 繰越利益剰余金															
流出	8. うち未収金															
	(1) うち未収金															
	(2) うち未収金															
流出	9. うち建設改良費															
	(1) うち建設改良費															
	(2) うち建設改良費															
流出	10. うち一時借入金															
	(1) うち一時借入金															
	(2) うち一時借入金															
流出	11. うち未払金															
	(1) うち未払金															
	(2) うち未払金															
流出	12. 累積欠損金比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(1) 累積欠損金比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(2) 累積欠損金比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
流出	13. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金															
	(1) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金															
	(2) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金															
流出	14. 営業収益一受託工事取益	53,214	48,544	48,166	48,398	48,389	48,420	49,267	49,218	49,169	49,120	49,070				
	(1) 営業収益一受託工事取益	53,214	48,544	48,166	48,398	48,389	48,420	49,267	49,218	49,169	49,120	49,070				
	(2) 営業収益一受託工事取益															
流出	15. 地方財政法による															
	(1) 地方財政法による															
	(2) 地方財政法による															
流出	16. 健全化法施行令第6条により算定した															
	(1) 健全化法施行令第6条により算定した															
	(2) 健全化法施行令第6条により算定した															
流出	17. 健全化法施行令第17条により算定した															
	(1) 健全化法施行令第17条により算定した															
	(2) 健全化法施行令第17条により算定した															
流出	18. 健全化法第22条により算定した															
	(1) 健全化法第22条により算定した															
	(2) 健全化法第22条により算定した															

投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度											
	27年度 〔決算〕	26年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1. 企業												
うち資本費平準化債												
2. 他会計出賃金	18,886		18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
3. 他会計補助金												
4. 他会計負担金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金	8,000											
7. 固定資産売却代金												
8. 工事負担金												
9. その他			18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
計	8,000		18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
(C)	8,000		18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
純計	8,856		18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
1. 建設改良費				1,111								
うち職員給与費												
2. 企業債償還金	130,067	130,067	134,903	137,778	140,724	143,745	146,844	149,681	142,372	136,710	128,992	
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計	144,147	130,067	134,903	138,889	140,724	143,745	146,844	149,681	142,372	136,710	128,992	
(D)												
(E)	136,147	130,067	116,017	119,600	121,023	123,621	126,286	128,726	122,440	117,571	110,933	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額												
1. 損益勘定留保資金												
2. 利益勘定剰余金処分												
3. 繰越工事資金												
4. その他	136,147	130,067	116,017	119,600	121,023	123,621	126,286	128,726	122,440	117,571	110,933	
計	136,147	130,067	116,017	119,600	121,023	123,621	126,286	128,726	122,440	117,571	110,933	
(F)												
(E)-(F)												
補填財源不足額												
他会計借入金残高												
(G)												
他会計借入金残高	2,033,069	2,033,069	1,762,875	1,625,097	1,484,373	1,340,628	1,193,784	1,044,103	901,731	759,359	622,649	493,657
(H)												
他会計借入金残高	22,238	21,924	21,924	19,067	17,078	14,680	12,104	9,332	6,230	4,143	3,174	1,984
他会計繰入金												
計												

(単位:千円)

(単位:千円)

区分	年度											
	27年度 〔決算〕	26年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1. 収益的収支												
うち基準内繰入金	176,803	174,597	152,069	154,293	153,881	153,458	153,024	152,290	142,783	136,671	131,737	117,114
うち基準外繰入金	428	174,169	152,069	154,293	153,881	153,458	153,024	152,290	142,783	136,671	131,737	117,114
計	177,231	174,766	152,069	154,293	153,881	153,458	153,024	152,290	142,783	136,671	131,737	117,114
2. 資本的収支												
うち基準内繰入金	18,886	18,886	18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
うち基準外繰入金												
計	18,886	18,886	18,886	19,289	19,701	20,124	20,558	20,955	19,932	19,139	18,059	
合計	196,117	193,652	170,955	173,582	173,582	173,582	173,582	173,245	162,715	156,603	150,876	135,173

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項  
補助事業に関しては未計画により早期の計画策定を検討します。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
補助事業に関しては未計画により早期の計画策定を検討します。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項  
一般会計からの繰入を極力減らすため、適確な使用料収納を計画しております。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項  
人口減少により今後の使用料収入増は困難ですが、収納率の向上及び水洗化の促進を図ることにより増収するよう計画しております。また、消費税増税に伴う改定を含み4～5年おきに使用料の改定を計画しております。

○企業債に関する事項  
建設改良費については計画しておりません。

○繰入金に関する事項  
国の定める地方公営企業繰出基準に沿って算定しました。

○出資金に関する事項  
元金償還に充てる繰入分については基準内から、繰入基準を基に元金相当分を出資金として算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○動力費に関する事項  
処理水量の増加の割合と、それに伴う経費増の割合がかならずしも一致しないことから、平成28年度は決算見込ベースで算定し、以降は過去5年間の平均を加味し算出しました。

○修繕費に関する事項  
平成28年度は決算見込ベースで算定し、以降は過去5年間の平均を加味し費用を算出しました。

○委託費に関する事項  
平成28年度は決算見込ベースで算定し、長期契約(3年間)の継続を加味し費用を算出しました。

○その他  
平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合や処理区域の見直しなどの費用対効果について検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	補助事業に関しては未計画により、早期の計画策定を国の動向を注視しながら検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の発行可能額が減少すると見込まれることから、4～5年おきに料金改定を検討する必要があると考えます。
資産活用による収入増加の取組について	事業の運転資金確保のため、基金は、企業会計へ移行する前年度の平成27年度に廃止しました。企業債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では、基金への積立を行うことは困難であります。
その他の取組	建設改良に当てっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設維持管理業務、汚泥収集運搬業務を一部民間業者に委託しています。今後全ての施設を民間業者に委託します。特に施設維持管理業務は、長期契約(3年間)により施設運営経費の削減に努めてまいります。
職員給与費に関する事項	職員給与費は計画しておりません。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討してまいります。
薬品費に関する事項	従来から、近隣市町を含めた、単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでおりますが、より安価な購入方法が可能か検討してまいります。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、長期契約(3年間)により施設経費の削減、効率化に努めてまいります。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	--